

Ⅲ. 金融政策決定会合における決定の内容

1. 金融政策運営に関する決定事項等

(平成 25 年 10 月 4 日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約 60～70 兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25 年 10 月 4 日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年10月4日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約 60～70 兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。
- ② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
- ③ CP等、社債等について、本年末にそれぞれ2.2兆円、3.2兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかに回復している。海外経済は、一部に緩慢な動きもみられているが、全体としては徐々に持ち直しに向かっている。そうしたもとの、輸出は持ち直し傾向にある。設備投資は、企業収益が改善するなかで、持ち直している。公共投資は増加を続けており、住宅投資も増加している。個人消費は、雇用・所得環境に改善の動きがみられるなかで、引き続き底堅く推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は緩やかに増加している。企業の業況感は改善を続けている。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台後半となっている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、プラス幅を次第に拡大していくとみられる。

5. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、新興国・資源国経済の動向、米国経済の回復ペースなど、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

^(注) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(25年10月31日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

別 添

2013年10月31日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

以 上

(25年10月31日決定)

「経済・物価情勢の展望（2013年10月）」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

別 紙

2013年10月31日

日 本 銀 行

経済・物価情勢の展望（2013年10月）

【基本的見解】¹

1. わが国の経済・物価の中心的な見通し

(1) 経済情勢

わが国の景気は、緩やかに回復している。需要面をみると、輸出は持ち直しつつもやや勢いに欠ける一方、個人消費をはじめ国内需要は堅調に推移している。こうした内外需要を反映して、生産面では、鉱工業生産の増加ペースが緩やかにとどまる一方で、サービスや建設など非製造業の活動は強めに推移している。

先行きは、内需が堅調さを維持する中で、外需も緩やかながら増加していくと見込まれ、生産・所得・支出の好循環は持続すると考えられる。このため、わが国経済は、2回の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には潜在成長率を上回る成長を続けると予想される²。

¹ 10月31日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

² わが国の潜在成長率を、一定の手法で推計すると、見通し期間平均では「0%台半ば」と計算されるが、見通し期間の終盤にかけて徐々に上昇していくと見込まれる。ただし、潜在成長率は、推計手法や今後蓄積されていくデータにも左右される性格のものであるため、相当幅をもってみる必要がある。

こうした見通しの背景にある前提は、以下のとおりである。

第1に、日本銀行が「量的・質的金融緩和」を着実に推進していく中で、金融環境の緩和度合いは一段と強まっていくと考えられる。すなわち、「量的・質的金融緩和」のもとで、名目長期金利の上昇圧力は抑制されている一方、予想物価上昇率は全体として上昇しており、実質金利は低下方向にある。銀行貸出残高の前年比は、緩やかにプラス幅を拡大している。このような緩和的な金融環境が民間需要を刺激する効果は、景気の改善につれて強まっていくと考えられる。

第2に、海外経済については、4月の展望レポート時点の想定と比べると幾分弱めに推移しているが、国際金融資本市場が総じて落ち着いて推移するとの前提のもとで、先進国を中心に、次第に持ち直していく姿を見込んでいる。主要国・地域別にみると、米国経済については、緩和的な金融環境が維持され、財政面の下押し圧力も次第に和らいでいくことなどを背景に、回復テンポは徐々に増していくと予想される。欧州経済についても、債務問題に伴う調整圧力は残るものの、家計や企業のマインド好転などに支えられ、次第に持ち直していくと考えられる。中国経済については、当局が構造調整を進めつつも、同時に景気下支え策を講じていく中で、現状程度の安定成長が続くとみられる。一方、その他の新興国・資源国経済については、金融環境の引き締め傾向もあって、当面、成長に勢いを欠く状態が続く可能性が高い。

第3に、公共投資は、既往の各種経済対策の効果に加え、新たに策定される予定の経済対策による追加の押し上げ効果も予想されることから、2014年度上期にかけて高水準で推移するとみられる。

第4に、政府による規制・制度改革や今後見込まれる各種の企業向け減税措置、企業による内外需要の掘り起こしなどもあって、企業や家計の中長期的な成長期待は、緩やかに高まっていくと想定している。

以上を前提に、見通し期間の景気展開をやや詳しく述べると、2013年度下期については、海外経済が持ち直しに向かう中で、これまでの為替相場の動きもラグを伴いつつ下支えとなり、輸出や鉱工業生産は緩やかながらも増加していくと見込まれる。そうしたもとの、企業収益の改善に伴い設備投資は持ち直しがより明確となるとともに、個人消費も雇用・所得環境の改善に支えられて底堅く推移するとみられる。加えて、個人消費や住宅投資では消費税率引き上げ前の駆け込み需要が発生するため、2013年度下期の成長率はかなり高めになると予想される³。2014年度の成長率については、上期を中心に駆け込み需要の反動が出ることから、前年度に比べればかなり鈍化するとみられる。ただし、海外経済の持ち直しが明確となる中で輸出が伸びを高めるほか、金融緩和や各種企業減税の効果などから設備投資もしっかりとした増加を続けるため、潜在成長率を上回る成長は維持されると考えられる。2015年度についても、2回目の消費税率引き上げによる振れは予想されるが、生産・所得・支出の好循環は維持され、潜在成長率を超える成長が続くと見込まれる。以上の見通しを7月の中間評価と比べると、成長率は概ね不変である。

(2) 物価情勢

消費者物価（除く生鮮食品、以下同じ）の前年比は、このところプラス幅を拡大しており、最近ではゼロ%台後半となっている。

物価上昇率を規定する主たる要因について先行きを展望すると、第1に、マクロ的な需給バランスは、消費税率引き上げの影響による振れを伴いつつも、緩やかな改善傾向をたどり、見通し期間後半にかけて需要超過幅を拡大させていくと予想される。この間、労働需給の引き締め傾向は明確

³ 消費税率の引き上げが年度毎の成長率に及ぼす影響を定量的に試算すると、2013年度+0.3%ポイント程度、2014年度-0.7%ポイント程度、2015年度+0.2%ポイント程度となる。ただし、これらは、その時々³の所得環境や物価動向にも左右されるなど不確実性が大きく、相当な幅をもってみる必要がある。

となり、名目賃金にも次第に上昇圧力がかかっていくとみられる。第2に、中長期的な予想物価上昇率については、「量的・質的金融緩和」のもとで、実際の物価上昇率の高まりもあって上昇傾向をたどり、「物価安定の目標」である2%程度に向けて次第に収斂していくと考えられる。こうした予想物価上昇率の高まりは、企業や家計を含めた価格・賃金形成に徐々に浸透していくとみられる。第3に、輸入物価については、国際商品市況や為替相場の動きを反映して、当面は上昇要因として作用すると見込まれる。

以上を踏まえ、消費者物価の前年比（消費税率引き上げの直接的な影響を除くベース）の先行きを展望すると⁴、マクロ的な需給バランスの改善や中長期的な予想物価上昇率の高まりなどを反映して上昇傾向をたどり、見通し期間の後半にかけて、「物価安定の目標」である2%程度に達する可能性が高いとみている。こうした見通しを7月の中間評価と比較すると、概ね不変である。

2. 上振れ要因・下振れ要因

(1) 経済情勢

上記の中心的な経済の見通しに対する上振れ、下振れ要因としては、第1に、海外経済の動向に関する不確実性がある。米国経済については、新型エネルギーの影響や財政問題の帰趨などによって、回復ペースが上下双方向に変化する可能性がある。欧州経済については、当面は弱さが残る中で、債務問題の今後の展開を含め引き続き注意が必要である。中国経済については、過剰設備や過剰債務といった構造問題の影響を巡って不確実性が高い。それ以外の新興国・資源国については、一部の国が経常収支赤字

⁴ 2回の消費税率引き上げが物価に及ぼす影響について、税率の引き上げ分が現行の課税品目すべてにフル転嫁されると仮定して機械的に試算すると、2014年度の消費者物価は2.0%ポイント、2015年度下期の消費者物価は1.3%ポイント（2015年度全体では0.7%ポイント）押し上げられる。

など構造的な課題を抱えており、国際金融資本市場の動向と併せて、注視していく必要がある。

第2に、家計の雇用・所得動向がある。前述のとおり、これまでの景気回復は、個人消費を中心とした堅調な国内需要が主導してきた。先行きも国内需要が堅調さを維持していくためには、雇用・所得環境の改善が消費を支えるという前向きな循環が持続することが重要である。この点、企業収益が改善する一方、企業を取り巻く競争環境が引き続き厳しい中であって、労働需給の引き締めや予想物価上昇率の高まりに伴い賃金が上昇していくかどうか注視していく必要がある。

第3は、消費税率引き上げの影響である。消費税は、消費一般に広く課税する間接税であり、税率の引き上げは家計の実質可処分所得にマイナスの影響を及ぼす。一方、①政府において各種の経済対策等が講じられる予定であること、②消費税率引き上げは家計部門で以前から相応に織り込まれているとみられること、③財政や社会保障制度に関する家計の将来不安を和らげる効果も期待されることなどから、消費へのマイナスの影響をある程度減殺する力も働くと考えられる。消費税率引き上げの影響は、駆け込み需要とその反動の規模も含め、その時々所得環境や物価の動向によって変化し得るため注意が必要である。

第4に、企業や家計の中長期的な成長期待は、規制・制度改革や税制改正の今後の展開、企業部門におけるイノベーション、家計部門の所得環境などによって、上下双方向に変化する可能性がある。また、やや長い目でみれば、2020年夏の東京オリンピック開催による押し上げ効果も期待される。

第5に、財政の中長期的な持続可能性に対する信認が低下するような場合には、人々の将来不安の強まりや経済実態から乖離した長期金利の上昇などを通じて、経済の下振れにつながる恐れがある。一方、財政再建の道

筋に対する信認が高まり、人々の将来不安が軽減されれば、経済が上振れる可能性もある。

(2) 物価情勢

物価に固有の上振れ、下振れ要因としては、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率の動向について不確実性が高い。人々のインフレ予想が、過去にみられた物価や賃金の緩やかな下落を反映して、なかなか高まらない可能性がある一方、実際の物価や賃金の上昇率が高まっていく過程で、予想物価上昇率が比較的早期に上昇する可能性もある。加えて、消費税率引き上げに伴う幅広い品目の一斉の価格上昇が、人々のインフレ予想に与える影響についても注意してみていく必要がある。

第2に、マクロ的な需給バランスに対する物価の感応度についても不確実性がある。企業が、厳しい競争環境が続く中でも、財・サービスや労働の需給の引き締まりに応じて、価格や賃金を引き上げていくかどうか注意が必要である。

第3に、国際商品市況や為替相場の変動などに伴う輸入物価の動向や、その国内価格への転嫁の状況についても、引き続き不確実性が高い。

3. 金融政策運営

以上の経済・物価情勢について、「物価安定の目標」のもとで、2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理する⁵。

まず、第1の柱、すなわち中心的な見通しについて点検すると、見通し期間の後半にかけて、日本経済は、2%程度の物価上昇率が実現し、持続的成長経路に復する可能性が高いと判断される。

次に、第2の柱、すなわち金融政策運営の観点から重視すべきリスクに

⁵ 日本銀行「金融政策運営の枠組みのもとでの「物価安定の目標」について」（2013年1月22日）参照。

ついて点検すると、中心的な経済の見通しについては、海外経済の動向など不確実性は大きいものの、リスクは上下にバランスしていると評価できる。物価の中心的な見通しについても、中長期的な予想物価上昇率の動向を巡って不確実性は大きいものの、リスクは上下に概ねバランスしていると考えられる。より長期的な視点から金融面の不均衡について点検すると、現時点では、資産市場や金融機関行動において過度な期待の強気化を示す動きは観察されない。もっとも、政府債務残高が累増する中で、金融機関の国債保有残高は引き続き高水準である点には留意する必要がある⁶。

金融政策運営については、「量的・質的金融緩和」のもとで、実体経済や金融市場、人々のマインドや期待など、好転の動きが幅広くみられており、わが国経済は2%の「物価安定の目標」の実現に向けた道筋を順調にたどっている。今後とも、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

以 上

⁶ 詳しくは「金融システムレポート」（日本銀行 2013 年 10 月）を参照。

(参考)

▽2013～2015 年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2013 年度	+2.6～+3.0 <+2.7>	+0.6～+1.0 <+0.7>	/
7月時点の見通し	+2.5～+3.0 <+2.8>	+0.5～+0.8 <+0.6>	
2014 年度	+0.9～+1.5 <+1.5>	+2.8～+3.6 <+3.3>	+0.8～+1.6 <+1.3>
7月時点の見通し	+0.8～+1.5 <+1.3>	+2.7～+3.6 <+3.3>	+0.7～+1.6 <+1.3>
2015 年度	+1.3～+1.8 <+1.5>	+1.6～+2.9 <+2.6>	+0.9～+2.2 <+1.9>
7月時点の見通し	+1.3～+1.9 <+1.5>	+1.6～+2.9 <+2.6>	+0.9～+2.2 <+1.9>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、上記の見通しを作成している。

(注3) 今回の見通しでは、消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられることを織り込んでいるが、各政策委員は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いた消費者物価の見通し計数を作成している。

(注4) 消費税率引き上げの直接的な影響を含む2014年度と2015年度の消費者物価の見通しは、税率引き上げが現行の課税品目すべてにフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで(2014年度：+2.0%ポイント、2015年度：+0.7%ポイント)、これを上記の政策委員の見通しに足し上げたものである。

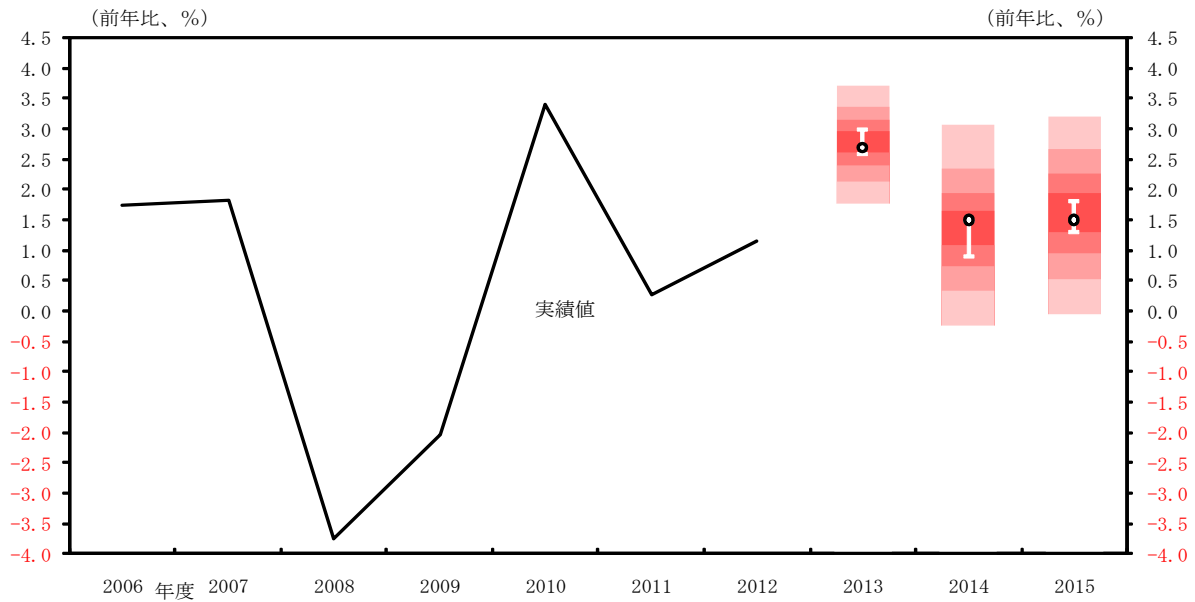
(注5) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

——対前年度比、%。

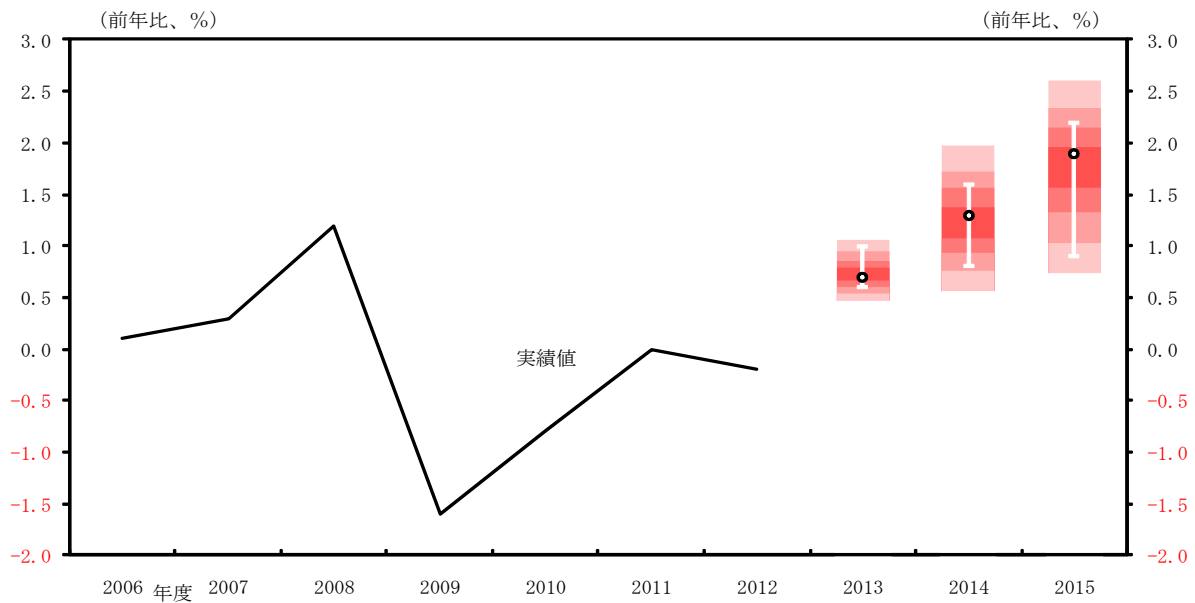
	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2013 年度	+2.6～+3.0	+0.6～+1.0	/
7月時点の見通し	+2.3～+3.0	+0.4～+1.0	
2014 年度	+0.5～+1.6	+2.6～+3.7	+0.6～+1.7
7月時点の見通し	+0.4～+1.5	+2.6～+3.7	+0.6～+1.7
2015 年度	+1.2～+2.0	+1.4～+2.9	+0.7～+2.2
7月時点の見通し	+1.2～+2.1	+1.4～+3.0	+0.7～+2.3

▽政策委員の見通し分布チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 上記の見通し分布は、各政策委員の示した確率分布の集計値(リスク・バランス・チャート)について、①上位10%と下位10%を控除したうえで、②下記の分類に従って色分けしたもの。なお、リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

上位40%～下位40%	上位30%～40% 下位30%～40%	上位20%～30% 下位20%～30%	上位10%～20% 下位10%～20%
-------------	------------------------	------------------------	------------------------

(注2) 棒グラフ内の○は政策委員の見通しの中央値を表す。また、縦線は政策委員の大勢見通しを表す。

(注3) 消費者物価指数(除く生鮮食品)は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(25年11月21日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年11月21日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年11月21日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 3 0 0 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P 等、社債等について、本年末にそれぞれ 2.2 兆円、3.2 兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかに回復している。海外経済は、一部に緩慢な動きもみられているが、全体として緩やかに持ち直している。そうしたもとの、輸出は持ち直し傾向にある。設備投資は、企業収益が改善するなかで、持ち直している。公共投資は増加を続けており、住宅投資も増加している。個人消費は、雇用・所得環境に改善の動きがみられるなかで、引き続き底堅く推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は緩やかに増加している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台後半となっている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、プラス幅を次第に拡大していくとみられる。

5. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、新興国・資源国経済の動向、米国経済の回復ペースなど、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

^(注) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(25年12月20日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年12月20日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年12月20日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 3 0 0 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P 等、社債等について、本年末にそれぞれ 2.2 兆円、3.2 兆円の残高まで買入れたあと、その残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかに回復している。海外経済は、一部に緩慢な動きもみられているが、全体として緩やかに持ち直している。そうしたもとの、輸出は持ち直し傾向にある。設備投資は、企業収益が改善するなかで、持ち直している。公共投資は増加を続けており、住宅投資も増加している。個人消費は、雇用・所得環境が改善するなかで、引き続き底堅く推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は緩やかに増加している。企業の業況感は、広がりをおよぼしつつ改善を続けている。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、1%程度となっている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には緩やかな回復を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、当面、プラス幅を拡大するとみられる。

5. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、新興国・資源国経済の動向、米国経済の回復ペースなど、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

^(注) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(25年12月20日承認)

2014年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案 件)

2014年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別紙のとおりとすること。

別 紙
2013年12月20日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程（2014年1月～12月）

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2014年1月	21日<火>・22日<水>	2月21日<金>	—	23日<木>
2月	17日<月>・18日<火>	3月14日<金>	—	19日<水>
3月	10日<月>・11日<火>	4月11日<金>	—	12日<水>
4月	7日<月>・8日<火> 30日<水>	5月7日<水> 5月26日<月>	— 30日<水>	9日<水> —
5月	20日<火>・21日<水>	6月18日<水>	—	22日<木>
6月	12日<木>・13日<金>	7月18日<金>	—	16日<月>
7月	14日<月>・15日<火>	8月13日<水>	—	16日<水>
8月	7日<木>・8日<金>	9月9日<火>	—	11日<月>
9月	3日<水>・4日<木>	10月10日<金>	—	5日<金>
10月	6日<月>・7日<火> 31日<金>	11月6日<木> 11月25日<火>	— 31日<金>	8日<水> —
11月	18日<火>・19日<水>	12月25日<木>	—	20日<木>
12月	18日<木>・19日<金>	未 定	—	22日<月>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

議事要旨 : 8時50分

経済・物価情勢の展望(基本的見解) : 15時

経済・物価情勢の展望(背景説明を含む全文) : 翌営業日の14時

(ただし、「経済・物価情勢の展望(2014年10月)」の背景説明を含む全文は11月1日<土>の14時に公表)

金融経済月報 : 14時(「概要」の英訳は14時、全文の英訳は翌営業日の16時30分)

(26年1月22日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26年1月22日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2014年1月22日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T F および J - R E I T について、保有残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 3 0 0 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P 等、社債等について、それぞれ約 2.2 兆円、約 3.2 兆円の残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかな回復を続けており、このところ消費税率引き上げ前の駆け込み需要もみられている。海外経済は、一部になお緩慢さを残しているが、先進国を中心に回復しつつある。そうしたもとで、輸出は持ち直し傾向にある。設備投資は、企業収益が改善するなかで、持ち直している。公共投資は増加を続けている。雇用・所得環境が改善するもとで、引き続き住宅投資は増加し、個人消費は底堅く推移しており、これらの分野では消費税率引き上げ前の駆け込み需要もみられている。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は緩やかに増加している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、1%台前半となっている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には緩やかな回復を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、暫くの間、1%台前半で推移するとみられる。

5. 昨年 10 月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、成長率、消費者物価ともに、概ね見通しに沿って推移すると見込まれる。

6. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州債務問題の今後の展開、米国経済の回復ペースなどが挙げられる^(注1)。

7. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注2)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

(注1) 白井委員は、国内の雇用・所得環境の改善ペースにも言及すべきであるとして、6. の記述に反対した。

(注2) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曾委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(参考1)

▽2013～2015 年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2013 年度	+2.5～+2.9 <+2.7>	+0.7～+0.9 <+0.7>	/
10月時点の見通し	+2.6～+3.0 <+2.7>	+0.6～+1.0 <+0.7>	
2014 年度	+0.9～+1.5 <+1.4>	+2.9～+3.6 <+3.3>	+0.9～+1.6 <+1.3>
10月時点の見通し	+0.9～+1.5 <+1.5>	+2.8～+3.6 <+3.3>	+0.8～+1.6 <+1.3>
2015 年度	+1.2～+1.8 <+1.5>	+1.7～+2.9 <+2.6>	+1.0～+2.2 <+1.9>
10月時点の見通し	+1.3～+1.8 <+1.5>	+1.6～+2.9 <+2.6>	+0.9～+2.2 <+1.9>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、上記の見通しを作成している。

(注3) 今回の見通しでは、消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられることを織り込んでいるが、各政策委員は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いた消費者物価の見通し計数を作成している。

(注4) 消費税率引き上げの直接的な影響を含む2014年度と2015年度の消費者物価の見通しは、税率引き上げが現行の課税品目すべてにフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで(2014年度: +2.0%ポイント、2015年度: +0.7%ポイント)、これを上記の政策委員の見通しに足し上げたものである。

(注5) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

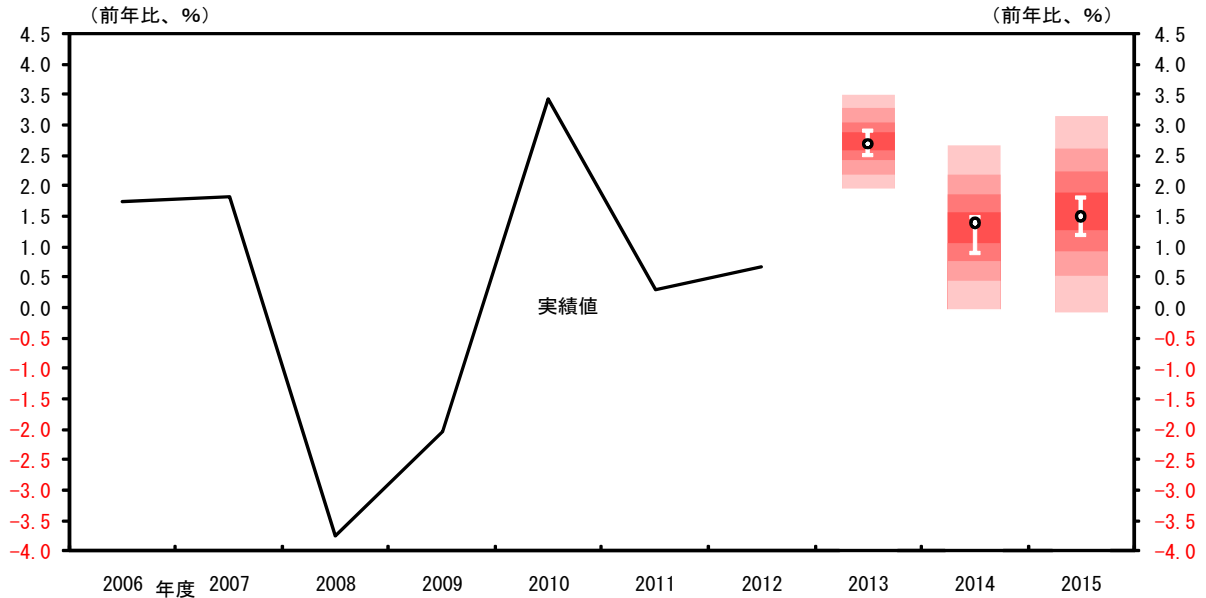
——対前年度比、%。

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2013 年度	+2.5～+3.0	+0.7～+0.9	/
10月時点の見通し	+2.6～+3.0	+0.6～+1.0	
2014 年度	+0.6～+1.6	+2.7～+3.7	+0.7～+1.7
10月時点の見通し	+0.5～+1.6	+2.6～+3.7	+0.6～+1.7
2015 年度	+1.2～+2.0	+1.5～+2.9	+0.8～+2.2
10月時点の見通し	+1.2～+2.0	+1.4～+2.9	+0.7～+2.2

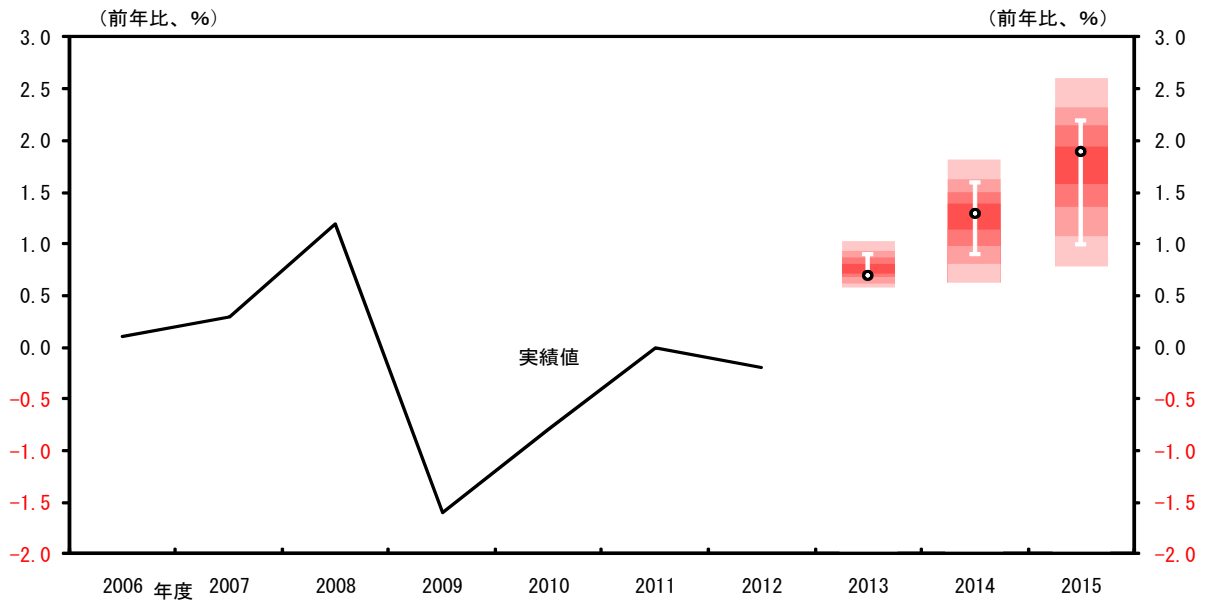
(参考2)

▽政策委員の見通し分布チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 上記の見通し分布は、各政策委員の示した確率分布の集計値(リスク・バランス・チャート)について、①上位10%と下位10%を控除したうえで、②下記の分類に従って色分けしたもの。なお、リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

上位40%~下位40%	上位30%~40% 下位30%~40%	上位20%~30% 下位20%~30%	上位10%~20% 下位10%~20%
-------------	------------------------	------------------------	------------------------

(注2) 棒グラフ内の○は政策委員の見通しの中央値を表す。また、縦線は政策委員の大勢見通しを表す。

(注3) 消費者物価指数(除く生鮮食品)は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(26年2月18日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26年2月18日決定)

「貸出増加支援資金供給等の制度見直しの骨子」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙の（別紙）のとおり対外公表すること。

(26年2月18日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2014年2月18日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

3. 近く期限の到来する「貸出増加を支援するための資金供給」と「成長基盤強化を支援するための資金供給」について、規模を2倍としたうえで、1年間延長することを決定した（全員一致）¹。

すなわち、「貸出増加を支援するための資金供給」については、金融機関が貸出を増加させた額の2倍まで、日本銀行から資金供給を受けられることとする。「成長基盤強化を支援するための資金供給」については、本則の総枠を3兆5千億円から7兆円に倍増する。また、両資金供給について、固定金利0.1%で4年間（現在は1～3年間）の資金供給を受けられることとする。

日本銀行としては、こうした見直しが、貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関の一段と積極的な行動や企業・家計の前向きな資金需要の増加を促すことを期待している。

4. 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置について、1年間延長することを決定した（全員一致）。

5. わが国の景気は、緩やかな回復を続けており、このところ消費税率引き上げ前の駆け込み需要もみられている。海外経済は、一部になお緩慢さを残しているが、先進国を中心に回復しつつある。そうしたもとで、輸出は持ち直し傾向にある。設備投資は、企業収益が改善するなかで、持ち直している。公共投資は増加を続けている。雇用・所得環境が改善するもとで、引き続き住宅投資は増加し、個人消費は底堅く推移しており、これらの分野では消費税率引き上げ前の駆け込み需要もみられ

¹ 詳細は別紙のとおり。

ている。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は緩やかに増加している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、1%台前半となっている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる。

6. 先行きのわが国経済については、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には緩やかな回復を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、暫くの間、1%台前半で推移するとみられる。

7. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州債務問題の今後の展開、米国経済の回復ペースなどが挙げられる^(注1)。

8. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注2)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

(注1) 白井委員は、国内の雇用・所得環境の改善ペースにも言及すべきであるとして、7. の記述に反対した。

(注2) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(別紙)

貸出増加支援資金供給等の制度見直しの骨子^(注1)

1. 貸出増加を支援するための資金供給

- ① 受付期限を1年間延長する^(注2)。
- ② 貸付限度額は金融機関の貸出増加額の2倍相当額とする^(注3)。
- ③ 貸付金利は4年固定0.1%とする。ただし、1年毎に金融機関のオプションによる期日前返済を認める。

2. 成長基盤強化を支援するための資金供給

- ① 受付期限を1年間延長する(本則、ABL特則、小口特則、ドル特則)^(注4)。
- ② 本則の総枠を3兆5千億円から7兆円に倍増する。対象金融機関毎の上限を1,500億円から1兆円に引き上げる。
- ③ 本則、ABL特則、小口特則について、貸付金利は4年固定0.1%とする。ただし、1年毎に金融機関のオプションによる期日前返済を認める。

以 上

^(注1) 基本要領等の所要の改正は次回金融政策決定会合で行う。

^(注2) 現行制度に基づく貸付は3月実行分を最後とし、6月実行分から新制度(1. ②、③)に移行する。現行制度のもとでの貸付限度額の未利用枠は引き継がれない。新制度では、四半期毎の貸付限度額の未利用枠は次回以降に引き継がれない。

^(注3) 金融機関の貸出増加率と本制度の利用率が現状程度となるとの仮定で試算すると、本制度による最終的な貸付残高は30兆円程度となると見込まれる。

^(注4) 新制度(2. ②、③)は6月実行分から実施する。

(26年3月11日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26年3月11日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2014年3月11日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。

② E T FおよびJ-R E I Tについて、保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

③ C P等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかな回復を続けており、このところ消費税率引き上げ前の駆け込み需要もみられている。海外経済は、一部になお緩慢さを残しているが、先進国を中心に回復しつつある。輸出は、このところ横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は、企業収益が改善するなかで、持ち直しが明確になっている。公共投資は増加を続けている。雇用・所得環境が改善するも、引き続き住宅投資は増加し、個人消費は底堅く推移しており、これらの分野では消費税率引き上げ前の駆け込み需要もみられている。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は伸びが幾分高まっている。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、1%台前半となっている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には緩やかな回復を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、暫くの間、1%台前半で推移するとみられる。

5. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州債務問題の今後の展開、米国経済の回復ペースなどが挙げられる^(注1)。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う^(注2)。

このような金融政策運営は、実体経済や金融市場における前向きな動きを後押しするとともに、予想物価上昇率を上昇させ、日本経済を、15年近く続いたデフレからの脱却に導くものと考えている。

以 上

(注1) 白井委員は、国内の雇用・所得環境の改善ペースにも言及すべきであるとして、5. の記述に反対した。

(注2) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件（平成25年10月4日決定）

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融調節の一層の円滑化を図る観点から、電子記録債権を適格担保とするとともに、適格担保の担保価格等について、金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙1.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日付政委第37号別紙1.）を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日付政委第36号別紙3.）を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日付政第29号別紙3）

を別紙5. のとおり一部変更すること。

以 上

別紙1.

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

○ 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務（社債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。）、企業を債務者とする電子記録債権および企業に対する証書貸付債権をいう。以下同じ。）ならびに資産担保債券、資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーならびに不動産投資法人債、短期不動産投資法人債、不動産投資法人が振出す手形、不動産投資法人コマーシャル・ペーパー、不動産投資法人を債務者とする電子記録債権および不動産投資法人に対する証書貸付債権の信用度判断における公開情報の利用等、市場情報の有効利用を図ることとする。

○ 4. (1) ハ、を横線のとおり改める。

ハ、その他の適格基準

- (イ) 円建であること。
- (ロ) 国内において発行、振出、発生記録または貸付等が行われたものであること。
- (ハ) 準拠法が日本法であること。
- (ニ) (イ) から (ハ) までのほか、本行による担保権その他の権利の行使に支障がないと認められること。

○ 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1. 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。）および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）

- (1) } 略（不変）
- (2) }
- (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 97.98%
- (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 97.96%
- (5) 略（不変）
- (6) 残存期間 30 年超のもの 時価の 94.92%

1-2. 変動利付国債

- (1) } 略（不変）
- (2) }
- (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 97.98%
- (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 96.95%

1-3. 分離元本振替国債および分離利息振替国債

- | | | |
|-----|------------------|-------------------------------|
| (1) | } 略 (不変) | |
| (2) | | |
| (3) | 残存期間5年超10年以内のもの | 時価の 96 <u>97</u> % |
| (4) | 残存期間10年超20年以内のもの | 時価の 96 <u>95</u> % |
| (5) | 略 (不変) | |
| (6) | 残存期間30年超のもの | 時価の 90 <u>89</u> % |

1-4. 物価連動国債

- | | | |
|-----|------------------|-------------------------------|
| (1) | 残存期間1年以内のもの | 時価の 92 <u>90</u> % |
| (2) | 残存期間1年超5年以内のもの | 時価の 92 <u>90</u> % |
| (3) | 残存期間5年超10年以内のもの | 時価の 90 <u>89</u> % |
| (4) | 残存期間10年超20年以内のもの | 時価の 90 <u>87</u> % |
| (5) | 残存期間20年超30年以内のもの | 時価の 88 <u>86</u> % |
| (6) | 残存期間30年超のもの | 時価の 87 <u>83</u> % |

2. 政府保証付債券

- | | | |
|-----|------------------|-------------------------------|
| (1) | } 略 (不変) | |
| (2) | | |
| (3) | 残存期間5年超10年以内のもの | 時価の 96 <u>97</u> % |
| (4) | 残存期間10年超20年以内のもの | 時価の 96 <u>95</u> % |
| (5) | 略 (不変) | |
| (6) | 残存期間30年超のもの | 時価の 93 <u>91</u> % |

3. 略 (不変)

4. 地方債

- | | | |
|-----|-----------------|-------------------------------|
| (1) | } 略 (不変) | |
| (2) | | |
| (3) | 残存期間5年超10年以内のもの | 時価の 96 <u>97</u> % |

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~9.6~~9.5%

(5) 略(不変)

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~9.3~~9.1%

5. 財投機関等債券

(1) }
(2) } 略(不変)

(3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~9.5~~9.6%

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~9.5~~9.4%

(5) 略(不変)

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~9.2~~9.0%

6. 社債

(1) }
(2) } 略(不変)

(3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~9.5~~9.6%

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~9.5~~9.4%

(5) 略(不変)

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~9.2~~9.0%

7. }
8. } 略(不変)

9. 資産担保債券

(1) }
(2) } 略(不変)

(3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~9.5~~9.6%

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~9.5~~9.4%

(5) 略(不変)

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~9.2~~9.0%

10. 略（不変）

11. 不動産投資法人債

(1) }
(2) } 略（不変）

(3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~95~~96%

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~93~~94%

(5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の~~91~~93%

(6) 略（不変）

12. 略（不変）

13. 外国政府債券

(1) }
(2) } 略（不変）

(3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~95~~96%

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~95~~94%

(5) 略（不変）

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~92~~90%

14. 国際金融機関債券

(1) }
(2) } 略（不変）

(3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~95~~96%

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~95~~94%

(5) 略（不変）

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~92~~90%

15. }
() } 略（不変）
17. }

18. 企業を債務者とする電子記録債権

<u>(1) 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の96%</u>
<u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の90%</u>
<u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の80%</u>
<u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の75%</u>
<u>(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)</u>	<u>残存元本額の65%</u>

19. 不動産投資法人を債務者とする電子記録債権

<u>(1) 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の96%</u>
<u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の90%</u>
<u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の80%</u>
<u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の75%</u>
<u>(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)</u>	<u>残存元本額の65%</u>

20. 政府(特別会計を含む。)を債務者とする電子記録債権

<u>(1) 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の97%</u>
<u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の95%</u>
<u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の90%</u>
<u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の85%</u>
<u>(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)</u>	<u>残存元本額の80%</u>

21. 政府保証付電子記録債権

<u>(1) 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の97%</u>
<u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の95%</u>
<u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の90%</u>
<u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の85%</u>

(5) 残存期間7年超10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。） 残存元本額の80%

2.2. 地方公共団体を債務者とする電子記録債権

(1) 残存期間1年以内のもの 残存元本額の97%

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の94%

(3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の85%

(4) 残存期間5年超7年以内のもの 残存元本額の85%

(5) 残存期間7年超10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。） 残存元本額の75%

~~1.8.~~ 2.3. 企業に対する証書貸付債権

(1) 略（不変）

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~91~~90%

(3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~85~~80%

(4) 略（不変）

(5) 残存期間7年超10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。） 残存元本額の~~70~~65%

~~1.9.~~ 2.4. 不動産投資法人に対する証書貸付債権

(1) 略（不変）

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~91~~90%

(3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~85~~80%

(4) 略（不変）

(5) 残存期間7年超10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。） 残存元本額の~~70~~65%

~~2.0.~~ 2.5. 政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権

- (1) }
() } 略 (不変)
(5) }

~~2-1-~~ 2 6. 政府保証付証書貸付債権

- (1) }
() } 略 (不変)
(5) }

~~2-2-~~ 2 7. 地方公共団体に対する証書貸付債権

- (1) }
(2) } 略 (不変)
(3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~9 0~~ 8 5 %
(4) 略 (不変)
(5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの (満期 残存元本額の ~~8 0~~ 7 5 %
が応当月内に到来するものを含む。)

(特則)

1. から 1 4. までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

- (1) 貸付債権担保住宅金融支援機構債券 時価の ~~9 5~~ 9 4 %
(2) 略 (不変)

○ 別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付 国債、分離元本 振替国債およ び分離利息振 替国債ならび に物価連動国 債を含み、割引 短期国債を除 く） 外国政府債券 国際金融機関 債券	略（不変）
<u>企業を債務者 とする電子記 録債権</u>	<p><u>(1) および (2) を満たしていること。</u></p> <p><u>(1) 本行が適当と認める電子債権記録機関（以下「適格記録機関」という。）により電子記録が行われるものであること。</u></p> <p><u>(2) 次のイ、またはロ、を満たしていること。</u></p> <p><u>イ、 支払不能に伴う措置等を勘案して、手形に類する機能を有すると本行が認めるもの（以下「手形類似電子記録債権」という。）にあっては、次の（イ）および（ロ）を満たしていること。</u></p> <p><u>（イ） 債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>（ロ） 発生日から支払期日までの期間が1年以内のものであること。</u></p>

	<p style="text-align: center;"><u>と。</u></p> <p><u>ロ、</u> <u>手形類似電子記録債権以外のものにあ</u> <u>っては、次の（イ）および（ロ）を満</u> <u>たしていること。</u></p> <p><u>（イ）</u> <u>債務者が適格格付機関からA</u> <u>格相当以上の格付を取得して</u> <u>いること等、債務者たる企業</u> <u>の信用力その他の事情を勘案</u> <u>して、本行が適格と認めるも</u> <u>のであること。</u></p> <p><u>（ロ）</u> <u>残存期間が10年以内のもの</u> <u>（満期が応当月内に到来する</u> <u>ものを含む。）であること。</u></p>
<p><u>不動産投資法</u> <u>人を債務者と</u> <u>する電子記録</u> <u>債権</u></p>	<p><u>（1）から（3）までをいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>（1）</u> <u>適格記録機関により電子記録が行われるも</u> <u>のであること。</u></p> <p><u>（2）</u> <u>次のイ、またはロ、を満たしていること。</u></p> <p><u>イ、</u> <u>手形類似電子記録債権にあつては、次</u> <u>の（イ）および（ロ）を満たしている</u> <u>こと。</u></p> <p><u>（イ）</u> <u>投資法人が債務者であつて、債</u> <u>務者たる投資法人の信用力そ</u> <u>の他の事情を勘案して、本行が</u> <u>適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>（ロ）</u> <u>発生日から支払期日までの期</u> <u>間が1年以内のものであるこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>ロ、</u> <u>手形類似電子記録債権以外のものにあ</u> <u>つては、次の（イ）および（ロ）を満</u> <u>たしていること。</u></p>

	<p><u>(イ) 投資法人が債務者であって、債務者が適格格付機関からAA格相当以上の格付を取得していること等、債務者たる投資法人の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>(ロ) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u></p> <p><u>(3) 債務者たる投資法人の主たる運用対象が、不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であること。</u></p>
<p><u>政府（特別会計を含む。）を債務者とする電子記録債権</u> <u>政府保証付電子記録債権</u></p>	<p><u>(1) から (3) までをいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>(1) 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u></p> <p><u>(2) 入札等の貸付条件の決定方法等を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>(3) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u></p>
<p><u>地方公共団体を債務者とする電子記録債権</u></p>	<p><u>(1) から (3) までをいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>(1) 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u></p> <p><u>(2) 入札等の貸付条件の決定方法、債務者における公募地方債の発行実績等を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>(3) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u></p>

企業に対する 証書貸付債権) 地方公共団体 に対する証書 貸付債権	} 略（不変）
---	------------

(附則)

この一部改正は、平成25年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、電子記録債権に係る一部改正は、平成26年2月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙2.

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 別表1を横線のとおり改める。

別表1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

- (1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ. 略 (不変)	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1. 006 <u>1. 005</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1. 014 <u>1. 012</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1. 020 <u>1. 023</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	1. 029 <u>1. 037</u>
ヘ. 残存期間30年超のもの	1. 038 <u>1. 052</u>

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1. 006 <u>1. 003</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1. 009 <u>1. 005</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1. 012 <u>1. 010</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1. 023 <u>1. 021</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1. 039 <u>1. 048</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1. 042 <u>1. 050</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1. 051 <u>1. 058</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1. 058 <u>1. 070</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	1. 068 <u>1. 085</u>
ヘ. 残存期間30年超のもの	1. 077 <u>1. 102</u>

2. 売却の場合

(1) 売買国債 (変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 略 (不変)	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0. 995 <u>0. 996</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0. 987 <u>0. 989</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0. 981 <u>0. 978</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	0. 972 <u>0. 966</u>
ヘ. 残存期間30年超のもの	0. 965 <u>0. 953</u>

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0.995 <u>0.998</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.992 <u>0.996</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.989 <u>0.991</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.978 <u>0.980</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0.964 <u>0.956</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.961 <u>0.955</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.954 <u>0.948</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.948 <u>0.938</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	0.940 <u>0.927</u>
ヘ. 残存期間30年超のもの	0.933 <u>0.915</u>

○ 別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保価格

1. 受入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ. 略(不変)	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99.5 <u>99.6</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 98.7 <u>98.9</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 98.1 <u>97.8</u> %
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 97.2 <u>96.5</u> %
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 96.4 <u>95.1</u> %

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 99. <u>599.8%</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99. <u>299.6%</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 98. <u>999.1%</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 97. <u>898.0%</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 96. <u>395.5%</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 96. <u>095.3%</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 95. <u>294.6%</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 94. <u>693.5%</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 93. <u>792.2%</u>
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 92. <u>990.8%</u>

2. 差入の場合

(1) 担保国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。）

イ. 略（不変）	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 100. <u>5100.4%</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 101. <u>3101.1%</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 101. <u>9102.2%</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 102. <u>8103.5%</u>
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 103. <u>6104.9%</u>

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 100. <u>5100.2%</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 100. <u>8100.4%</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 101. <u>1100.9%</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 102. <u>2102.0%</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 103.7 <u>104.5</u> %
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 104.0 <u>104.7</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 104.8 <u>105.4</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 105.4 <u>106.5</u> %
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 106.3 <u>107.8</u> %
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 107.1 <u>109.2</u> %

(附則)

この一部改正は、平成25年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙3.

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) 略（不変）

(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.9950 . 996
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.9870 . 989
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.9810 . 978
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.9720 . 966
(6) 残存期間30年超のもの	0.9650 . 953

2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.9950 . 998
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.9920 . 996
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.9890 . 991
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.9780 . 980

3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.9640 . 956
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.9610 . 955
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.9540 . 948
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.9480 . 938
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.9400 . 927
(6) 残存期間30年超のもの	0.9330 . 915

(附則)

この一部改正は、平成25年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙4.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

- 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 対象となる担保の種類

次の各号に掲げる債務者（ただし、手形については支払人。）の別に
応じ、当該各号に掲げる種類の担保とする。

イ. 被災地に事業所等を有する企業

社債、手形、電子記録債権および証書貸付債権

ロ. 被災地の地方公共団体（全部または一部の市区町村が被災地に含ま
れる県または市を含む。以下同じ。）

電子記録債権および証書貸付債権

ハ. 被災地地方公共団体出資法人（被災地の地方公共団体が全額出資し
ている法人のうち、被災地に事業所等を有するものをいう。以下同じ。）

電子記録債権および証書貸付債権

- 3. (1) から (3) までを横線のとおり改める。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

担保の種類	適格基準
-------	------

社債 手形	} 略（不変）
電子記録債権	<p><u>イ. からハ. までをいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u></p> <p><u>ロ. (イ) または (ロ) を満たしていること。</u></p> <p><u>(イ) 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること（以下、イ.、本号およびハ. により適格とされた電子記録債権ならびに（3）に定める電子記録債権を総称して「正常先電子記録債権」という。）。</u></p> <p><u>(ロ) 債務者が適格格付機関から BBB 格相当以上の格付を取得しているもの（債務者が発行する社債（保証付社債を除く。）が BBB 格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>ハ. 残存期間が 10 年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u></p>
証書貸付債権	略（不変）

(2) 被災地の地方公共団体に対する証書貸付債権の債務

残存期間が 10 年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。

担保の種類	適格基準
-------	------

電子記録債権	<u>イ. およびロ. を満たしていること。</u> <u>イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u> <u>ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>
証書貸付債権	<u>残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>

(3) 被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権の債務

~~イ. およびロ. を満たしていること。~~

~~イ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。~~

~~ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。~~

担保の種類	適格基準
電子記録債権	<u>イ. からハ. までをいずれも満たしていること。</u> <u>イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u> <u>ロ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。</u> <u>ハ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>
証書貸付債権	<u>イ. およびロ. を満たしていること。</u> <u>イ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。</u> <u>ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>

○ 4. (1) から (3) までを横線のとおり改める。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

社債

イ. }
ロ. } 略 (不変)

ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の ~~95.96~~ %

ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の ~~95.94~~ %

ホ. 略 (不変)

ヘ. 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~92.90~~ %

手形

手形金額の ~~80.79~~ %

電子記録債権

イ. 正常先電子記録債権

(イ) 残存期間 1 年以内のもの 残存元本額の 7.9 %

(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 6.2 %

(ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 4.5 %

(ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 3.5 %

(ホ) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の 2.0 %

ロ. イ. 以外のもの

(イ) 残存期間 1 年以内のもの 残存元本額の 9.2 %

(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 7.9 %

(ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 6.5 %

(ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 5.5 %

(ホ) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の 4.5 %

証書貸付債権

イ. 正常先証書貸付債権

(イ) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の 8-0 <u>7.9%</u>
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の 6-3 <u>6.2%</u>
(ハ) } (ニ) }	略(不変)
(ホ) 残存期間7年超10年以内のもの の(満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の 2-5 <u>2.0%</u>

ロ. イ. 以外のもの

(イ) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の 9-3 <u>9.2%</u>
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の 8-0 <u>7.9%</u>
(ハ) } (ニ) } (ホ) }	略(不変)

(2) 被災地の地方公共団体に対する証書貸付債権の債務

電子記録債権

<u>イ. 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の8.7%</u>
<u>ロ. 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の8.4%</u>
<u>ハ. 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の7.5%</u>
<u>ニ. 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の7.5%</u>
<u>ホ. 残存期間7年超10年以内のもの</u> <u>の(満期が応当月内に到来するものを含む。)</u>	<u>残存元本額の6.5%</u>

証書貸付債権

イ. } ロ. }	略(不変)
ハ. 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の 8-0 <u>7.5%</u>

ニ. 略 (不変)

ホ. 残存期間7年超10年以内のもの
の(満期が応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の~~70~~65%

(3) 被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権の債務

電子記録債権

イ. 残存期間1年以内のもの 残存元本額の79%
ロ. 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の62%
ハ. 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の45%
ニ. 残存期間5年超7年以内のもの 残存元本額の35%
ホ. 残存期間7年超10年以内のもの
の(満期が応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の20%

証書貸付債権

イ. 残存期間1年以内のもの 残存元本額の~~80~~79%
ロ. 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~63~~62%
ハ. } 略 (不変)
ニ. }
ホ. 残存期間7年超10年以内のもの 残存元本額の~~25~~20%
の(満期が応当月内に到来するものを含む。)

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権に関する特例的取扱い

(1) 担保差入額の限度

3. (1) および(3)の適格基準に基づき金融機関が担保として差入れる手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権の担保

価額の合計額は、当該金融機関が差入れている担保価額の総額に、50%以内の別に定める割合を乗じた金額を超えることはできない。

(2) 信用力の判断

3. (1) および (3) の適格基準に基づく手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権の債務者の信用力の判断については、「適格担保取扱基本要領」4. (3) の規定を適用しない。

(附則)

この一部改正は、平成25年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、電子記録債権に係る一部改正は、平成26年2月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙5.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

○ 第六条第一項を横線のとおり改める。

第六条 当銀行は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 略（不変）

二 手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。

以下この条において同じ。)を担保とする貸付け

三 }
 ㄱ } 略(不変)
 八 }

○ 第二章第三節を横線のとおり改める。

第三節 有価証券又は電子記録債権を担保とする貸付け

(有価証券又は電子記録債権を担保とする貸付け)

第九条 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権を担保とする貸付け(次条、第九条の三、第五十六条及び第五十七条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を行う。

一 略(不変)

二 担保の種類

貸付けを行うに当たっては、担保として、次に掲げる有価証券又は電子記録債権のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

イ }
 ㄱ } 略(不変)
 ソ }

三 }
 四 } 略(不変)

(有価証券又は電子記録債権を担保とする貸越し)

第九条の二 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、当座勘定及び当座勘定(同時担保受払時決済口)において手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権を担保とする貸越しを行う。

一 略（不変）

二 担保の種類

貸越しを行うに当たっては、担保として、前条第二号に掲げる有価証券又は電子記録債権のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。ただし、当座勘定（同時担保受払時決済口）における貸越しの担保は、前条第二号イ及びロに掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものに限る。

三 }
四 } 略（不変）

（有価証券又は電子記録債権を担保とする公開市場操作としての貸付け）

第九条の三 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権を担保とする公開市場操作としての貸付けを行う。

一 略（不変）

二 担保の種類

貸付けを行うに当たっては、担保として、第九条第二号に掲げる有価証券又は電子記録債権のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

三 }
四 } 略（不変）
五 }

○ 第三十二条を横線のとおり改める。

（保証品）

第三十二条 当銀行は、第二十七条、第二十八条及び第二十九条に規定する代理店、歳入代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店（次条及び附則第三条において「代理店等」という。）から、保証品として、第九条第二号に掲げる有価証券、電子記録債権又は証書貸付債権のうち当銀行が適当と認めるものを、徴求することができる。

- 第五十五条第一項を横線のとおり改める。

第五十五条 当銀行は、貸出支援基金（物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融緩和効果を一段と浸透させるために行う手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権を担保とする貸付けに用いる基金をいう。以下同じ。）において、次条に定める成長基盤強化を支援するための貸付け及び第五十七条に定める貸出増加を支援するための貸付けを行う。

- 第五十六条を横線のとおり改める。

（貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための貸付け）

第五十六条 当銀行は、貸出支援基金において、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権を担保とする成長基盤強化を支援するための貸付けを行う。

一 略（不変）

二 担保の種類

貸付けを行うに当っては、担保として、第九条第二号に掲げる有価証券又は電子記録債権のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

三 }
四 } 略（不変）
五 }

- 第五十七条を横線のとおり改める。

（貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための貸付け）

第五十七条 当銀行は、貸出支援基金において、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有

価証券又は電子記録債権を担保とする貸出増加を支援するための貸付けを行う。

一 略（不変）

二 担保の種類

貸付けを行うに当っては、担保として、第九条第二号に掲げる有価証券又は電子記録債権のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

三 }
四 } 略（不変）
五 }

(附則)

この業務方法書の一部変更は、「「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件」（平成 25 年 10 月 4 日付政委第 95 号）別紙 1. の「適格担保取扱基本要領」中の電子記録債権に係る一部改正を実施する日から実施する。

(2)「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件(平成25年10月31日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件

(案 件)

金融調節の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、外貨資金供給オペレーションおよび5中央銀行との間で締結している為替スワップ取極の期限等の見直しについて下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成22年5月10日付政委第38号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成22年5月10日付政委第38号別紙2.)を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成22年5月10日付政委第38号別紙3.)を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」(平成23年12月21日付政委第104号別紙17.)を別紙4.のとおり一部改正すること。
5. 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙1.)を別紙5.のとおり一部改正すること。

6. 「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙2.）を別紙6. のとおり一部改正すること。
7. 「カナダ銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙3.）を別紙7. のとおり一部改正すること。
8. 「カナダ銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙4.）を別紙8. のとおり一部改正すること。
9. 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙5.）を別紙9. のとおり一部改正すること。
10. 「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙6.）を別紙10. のとおり一部改正すること。
11. 「イングランド銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙7.）を別紙11. のとおり一部改正すること。
12. 「イングランド銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙8.）を別紙12. のとおり一部改正すること。
13. 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙9.）を別紙13. のとおり一部改正すること。
14. 「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙10.）を別紙14. のとおり一部改正すること。
15. 「欧州中央銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙11.）を別紙15. のとおり一部改正すること。

16. 「欧州中央銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙12.）を別紙16. のとおり一部改正すること。
17. 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙13.）を別紙17. のとおり一部改正すること。
18. 「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙14.）を別紙18. のとおり一部改正すること。
19. 「スイス国民銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙15.）を別紙19. のとおり一部改正すること。
20. 「スイス国民銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙16.）を別紙20. のとおり一部改正すること。

以 上

別紙1.

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

(1) この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(2) この基本要領に基づく資金供給は、当分の間、これを行い得るものとする。

○ 6. (1) を横線のとおり改める。

(1) 貸付利率

~~次のいずれかの方式による。~~

~~イ. 金利入札方式~~

~~貸付利率を入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式。ただし、ニューヨーク連邦準備銀行が指定する貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利をその下限とする。~~

~~ロ. 固定金利方式~~

~~ニューヨーク連邦準備銀行が貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利を勘案して指定する利率を貸付利率とする方式。~~

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙2.

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙3.

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

（附則）

この一部改正は、本日から実施する。

別紙4.

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の円資金提供のための為替
スワップ取極要綱」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 5.

「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

(1) この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、カナダドル資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としてのカナダドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(2) この基本要領に基づく資金供給は、当分の間、これを行い得るものとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 6.

「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止す
るから実施する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについ
ては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 7.

「カナダ銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

（附則）

この一部改正は、本日から実施する。

別紙8.

「カナダ銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

（附則）

この一部改正は、本日から実施する。

「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

(1) この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、英ポンド資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としての英ポンド建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(2) この基本要領に基づく資金供給は、当分の間、これを行い得るものとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前の目を貸付目とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「イングランド銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

（附則）

この一部改正は、本日から実施する。

別紙12.

「イングランド銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

（附則）

この一部改正は、本日から実施する。

別紙13.

「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

(1) この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、ユーロ資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としてのユーロ建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(2) この基本要領に基づく資金供給は、当分の間、これを行い得るものとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 1 4.

「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 1 5.

「欧州中央銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙16.

「欧州中央銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙17.

「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

(1) この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、スイスフラン資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としてのスイスフラン建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(2) この基本要領に基づく資金供給は、当分の間、これを行い得るものとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙18.

「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

~~この基本要領は、本日より実施し、平成26年2月1日をもって廃止するから実施する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙19.

「スイス国民銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「スイス国民銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成26年2月1日設定しない

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

(3) 「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等に関する件（平成 25 年 11 月 21 日決定）

「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融調節の一層の円滑化を図る観点から、新日銀ネット第 1 段階開発分の稼動開始に際し、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「国債の条件付売買基本要領」（平成 14 年 9 月 18 日付政委第 109 号別紙 1.）を別紙 1. のとおり一部改正すること。
2. 「国債売買における売買対象先選定基本要領」（平成 11 年 3 月 25 日付政委第 43 号別紙 2.）を別紙 2. のとおり一部改正すること。
3. 「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」（平成 14 年 9 月 18 日付政委第 109 号別紙 2.）を別紙 3. のとおり一部改正すること。
4. 「日本銀行業務方法書」（平成 10 年 3 月 24 日付政第 29 号別紙 3）を別紙 4. のとおり一部変更すること。

以 上

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 7. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売買価格比率

時価売買価格比率は、買入または売却の別ならびに売買国債の種類および残存期間に応じ、別表~~1~~に定めるとおりとする。

- 8. (1) を横線のとおり改める。

(1) 純与信額

純与信額は、一の営業日において、当該営業日をすべての売戻条件付買入および買戻条件付売却の売戻日または買戻日であるとみなした場合において、次のイ. の金額がロ. の金額を上回るときの、その上回る金額をいう。

イ. 本行または売買先が相手方から受取るべき売戻代金または買戻代金に時価売買価格比率を乗じた金額、および相手方に売却した売買国債の時価評価額、~~相手方に差入れている担保国債の担保価額および担保金の金額ならびに相手方から受取るべき担保金利息の合計金額~~

ロ. 本行または売買先が相手方に支払うべき買戻代金または売戻代金に時価売買価格比率を乗じた金額、および相手方から買入れた売買国債の時価評価額、~~相手方から受入れている担保国債の担保価額および担保金の金額ならびに相手方に支払うべき担保金利息の合計金額~~

- 8. (2) を横線のとおり改める。

(2) 担保の受入等

イ. 本行が売買先に対して純与信額を有する場合には、当該売買先から担保の差入または返戻を受ける、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

ロ. 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

○ 8. (3) から (6) までを削る。

○ 10. (2) を横線のとおり改める。

(2) 売買国債および担保国債の利子の取扱い

買入れた売買国債および受入れた担保国債の利子支払期日が到来した場合には、その利子相当額を売買先に支払う。売却した売買国債および差入れた担保国債の利子支払期日が到来した場合には、売買先からその利子相当額の支払いを受ける。

○ (附則) を横線のとおり改める。

(附則)

7. (2) に定める時価売買価格比率および ~~8. (5) に定める担保価格~~ については、原則として年1回程度の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

○ 別表2を削り、別表1を別表とする。

(附則)

この一部改正は、新日銀ネット第1段階開発分の稼働開始日から実施する。

別紙2.

「国債売買における売買対象先選定基本要領」中一部改正

○ 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 売買対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、略(不変)

ロ、当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)を利用していること

ハ、国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除く。)であること(ただし、ホ、の場合を除く。)

ニ、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用していること(ハ、の場合を除く。)

ニホ、略(不変)

ホ、売買に係る決済を委託する場合においては、その売買に係る決済を、銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められた国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除く。)であって、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用している者であり、かつ、上記イ、ロ、およびニホ、の要件を満たす者

ものに委託すること

(附則)

この一部改正は、新日銀ネット第1段階開発分の稼動開始日から実施する。

別紙3.

「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先
選定基本要領」中一部改正

○ 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 売買対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、略(不変)

ロ、当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)を利用していること

ハ、国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除く。)であること(ただし、ホ、の場合を除く。)

ニ、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用していること(ヘ、の場合を除く。)

ニホ、略(不変)

ホ、売買に係る決済を委託する場合においては、その売買に係る決済を、銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが

認められた国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であ
って、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用してい
る者であり、かつ、上記イ、ロ、およびニホ、の要件を満たす者
ものに委託すること

（附則）

この一部改正は、新日銀ネット第1段階開発分の稼動開始日から実施
する。

別紙4.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第十五条第五号を横線のとおり改める。

五 担保

金融市場の情勢に応じ、利付国債、割引国債、国庫短期証券又は金銭
第九条第二号に掲げる有価証券、電子記録債権又は証書貸付債権のうち
当銀行が適当と認めるものを担保として徴求し、利付国債、割引国債又
は国庫短期証券を担保として差し入れるする。

（附則）

この業務方法書の一部変更は、新日銀ネット第1段階開発分の稼動開
始日から実施する。ただし、「適格担保取扱基本要領」の一部改正等
に関する件」（平成25年10月4日付政委第95号）別紙1.の「適格
担保取扱基本要領」中の電子記録債権に係る一部改正を実施する日が新

日銀ネット第1段階開発分の稼働開始日以降である場合には、「有価証券」の次に「電子記録債権」を加える部分は、当該電子記録債権に係る一部改正を実施する日から実施する。

(4)「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
等の一部改正に関する件（平成26年2月18日決定）

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」等
の一部改正に関する件

(案 件)

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション等を活用することにより、引き続き、被災地金融機関における復旧・復興に向けた資金需要への対応を支援するとともに、被災地金融機関の資金調達余力を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙2.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日付政委第36号別紙3.）を別紙3. のとおり一部改正すること。

以 上

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中
一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~26~~27年4月30日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~26~~27年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

2. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 2.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける
貸付対象先選定基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~26~~27年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 3.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」 中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成23年5月31日までの別に定める日から実施し、平成~~27~~28年4月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

(5)「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件
(平成26年2月18日決定)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件

(案 件)

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第45号)
第13条の規定の施行等に関し、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙1.)を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙1.)を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「国庫短期証券売買基本要領」(平成11年10月27日付政委第163号別紙1.)を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」(平成10年12月15日付政第253号別紙1.)を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「国債売買基本要領」(平成11年3月25日付政委第43号別紙1.)を別紙5. のとおり一部改正すること。
6. 「手形売出基本要領」(平成12年4月27日付政委第62号別紙3.)を別紙6. のとおり一部改正すること。
7. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」(平成16年4月9日付政委第37号別紙1.)を別紙7. のとおり一部改正

すること。

8. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙1.）を別紙8. のとおり一部改正すること。
9. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成22年5月10日付政委第38号別紙1.）を別紙9. のとおり一部改正すること。
10. 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙1.）を別紙10. のとおり一部改正すること。
11. 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙5.）を別紙11. のとおり一部改正すること。
12. 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙9.）を別紙12. のとおり一部改正すること。
13. 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙13.）を別紙13. のとおり一部改正すること。
14. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）を別紙14. のとおり一部改正すること。
15. 「補完貸付制度基本要領」（平成13年2月28日付政委第22号別紙1.）を別紙15. のとおり一部改正すること。
16. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）を別紙16. のとおり一部改正すること。
17. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資

金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.)を別紙17.のとおり一部改正すること。

18. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙2.)を別紙18.のとおり一部改正すること。

19. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」(平成23年4月28日付政委第36号別紙3.)を別紙19.のとおり一部改正すること。

20. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」(平成20年10月31日付政委第101号別紙1.)を別紙20.のとおり一部改正すること。

以 上

別紙1.

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行を除く。)、金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1~~

~~項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

（4）短資業者（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

別紙3.

「国庫短期証券売買基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および ~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（１）から（４）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（１）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（２）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（３）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

（４）短資業者（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。）

（附則）

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

別紙 4.

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

（4）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

別紙 5.

「国債売買基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。） および 短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に

規定する金融機関をいう。)

(2) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)

(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

別紙6.

「手形売出基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売出対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46~~

~~年法律第 34 号) 第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。)、金融商品取引業者 (日本銀行法施行令 (平成 9 年政令第 385 号) 第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)、証券金融会社 (日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。)~~ および短資業者 (同項第 4 号に規定する者をいう。) のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の (1) から (4) までのいずれかに該当する先 (ただし、整理回収機構、預金保険法 (昭和 46 年法律第 34 号) 第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。) のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(1) 金融機関 (日本銀行法 (平成 9 年法律第 89 号) 第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。)

(2) 金融商品取引業者 (日本銀行法施行令 (平成 9 年政令第 385 号) 第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)

(3) 証券金融会社 (日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。)

(4) 短資業者 (日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。)

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中
一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売却対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する

第一種金融商品取引業を行う者をいう。)

(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

別紙8.

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第4号に規定す~~

る者をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)

(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)

(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)

(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

別紙9.

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

（4）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

別紙 10.

「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。） および 短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に

規定する金融機関をいう。)

(2) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)

(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

別紙11.

「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商~~

品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。） および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

（4）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定す

る証券金融会社をいう。)

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。)

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

別紙 13.

「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および ~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~ のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する

承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(1) 金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

(2) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

別紙14.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション
基本要領」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、東日本大震災にかかる被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。以下同じ。）を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

別紙15.

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

○ 2. (1) を横線のとおり改める。

(1) 貸付先となる条件は以下のとおりとする。

~~イ、金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ または ~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~ であること

次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。） であること

（イ）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（ロ）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（ハ）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

（ニ）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

ロ、略（不変）

ハ、略（不変）

（附則）

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

別紙 16.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~、~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところ

により選定した先とする。

次の（１）から（５）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（１）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（２）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（３）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

（４）短資業者（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。）

（５）株式会社日本政策投資銀行

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

別紙 17.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 貸付利率

貸付利率は、基本要領6. (1)の規定にかかわらず、貸付実行後、当初6か月間は、貸付の通知日における米ドルの6か月物LIBOR(英国銀行協会が公表するLondon InterBank Offered Rateをいう。以下同じ。)を適用し、それ以降返済期日までの間は、6か月経過時における米ドルの6か月物LIBORを適用する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙18.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および、預金保険法（昭和

46 年法律第 34 号) 第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。) および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

別紙 19.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

東日本大震災の発生を踏まえ、今後の被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。以下同じ。）の資金調達余力を確保する観点から、被災地の金融機関が差入れる担保のうち、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保の適格性

判定等については、「適格担保取扱基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

別紙 20.

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 対象先

以下のいずれかの条件を満たす者のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先とする。

(1) 略（不変）

(2) 指定金融機関でない当座勘定取引の相手方のうち、~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融~~

商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する
第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本
銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をい
う。） または短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。） 次の
イ、からニ、までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機
構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定
する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する
特定承継金融機関等を除く。） であること。

イ、金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1
項に規定する金融機関をいう。）

ロ、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385
号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のう
ち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1
項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

ハ、証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規
定する証券金融会社をいう。）

ニ、短資業者（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定す
る者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規
定の施行の日から実施する。

(6) 「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（平成26年3月11日決定）

「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みに対する支援を拡充するとともに、民間金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙2.）を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日付政委第48号別紙.）を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日付政委第18号別紙1.）を別紙5. のとおり一部改正すること。
6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金

供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.)を別紙6.のとおり一部改正すること。

7. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙2.)を別紙7.のとおり一部改正すること。
8. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙3.)を別紙8.のとおり一部改正すること。
9. 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件」(平成22年10月5日付政委第85号)を別紙9.のとおり一部改正すること。
10. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3)を別紙10.のとおり一部変更すること。
11. 「日本銀行業務方法書中一部変更」(平成24年12月20日付政委第107号別紙10.)を別紙11.のとおり一部変更すること。
12. 「日本銀行組織規程中一部変更」(平成22年6月15日付政委第51号別紙4.)を別紙12.のとおり一部変更すること。
13. 「日本銀行組織規程中一部変更」(平成24年12月20日付政委第107号別紙11.)を別紙13.のとおり一部変更すること。

以 上

別紙1.

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

○ 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

イ、2. (2) の特則によらないもの ~~3.5~~5.7兆円

ロ、
∫
ニ、

} 略（不変）

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~30~~31年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、平成26年3月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙2.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付期間

4年以内の期間とする。ただし、7. (2) に定める借り換えについては、特に必要と認められることから1年以内の期間とする。

- 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

- (1) 貸付利率は、貸付実行日における誘導目標金利（本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいう。）とする次のイ、およびロ、に定める利率とする。

イ、年0.1%とする。

ロ、7. (2) に定める借り換えにかかる貸付利率については、イ、の規定にかかわらず、当初貸付けの実行日における貸付利率の定めによって決定される利率とする。ただし、当分の間は年0.1%とする。

- (2) 利息の徴収は、(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付実行日の翌日から返済期日まで貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法により行う。

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

(1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成~~26~~27年~~6~~7月~~30~~1日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。

(2) 貸付先が希望する場合には、9.に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。ただし、借り換えの回数の上限は、3回当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額等

(1) 貸付先毎の貸付額の上限

貸付先毎の貸付額の上限は、~~1,500~~1兆円とする。

~~(2) 貸付実行日毎の貸付総額の上限は、借り換えにかかるものを除き、1兆円とする。~~

~~(3.2)~~ 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、各貸付先から提示を受けた~~11.12.~~12.に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて貸付先が行う期間1年以上の融資または投資についての、別に定める一定期間の新規実行額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった融資または投資の残高のうち1年以上の残存期間を有するものの金額と、当初貸付金額借り換えの対象となる貸付けの金額を比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる相当額とする。

- 12. を13. とし、11. を横線のとおり改める。

~~11.~~ 12. 成長基盤強化に向けた取り組み方針

成長基盤強化に向けた取り組み方針は、貸付対象先が策定した融資または投資の取り組み方針であって、別紙1または別紙2に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。

- 10. を横線のとおり改める。

~~10.~~ 11. 貸付受付期限

9. (~~3~~2) に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成2627年3月31日以前に限る。

- 9. の次に次の10. を加える。

10. 期日前返済

(1) 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けについて、貸付先が希望する場合には、貸付実行日から1年単位で別に定める日において、当該貸付先から貸付金額の一部または全部の期日前返済を受ける。

(2) 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けについて、別に定める時点において、次のイ、がロ、を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

イ、当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった融資また

は投資の残高のうち1年以上の残存期間を有するものの金額

ロ、当該貸付けの残高

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~30~~31年6月30日をもって廃止する。

- 別紙を別紙1とし、別紙1の次に次の別紙2を加える。

(別紙2)

わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件
(外国法人のうち、国内居住者の連結対象子会社等への投融資)

1. 次の(1)または(2)に該当する取り組み方針であること。
 - (1) 資金が国内において使用される投融資にかかる取り組み方針については、資金使途が別紙1の1.の①から⑱までに該当するなどわが国経済の成長基盤強化に資する期間1年以上の融資または投資を行うものであること。
 - (2) 資金が国外において使用される投融資にかかる取り組み方針については、以下の効果が認められるなどわが国経済の成長基盤強化に資する期間1年以上の融資または投資を行うものであること。
 - ① 国内における生産・サービス活動、設備投資または雇用の増加に資することが見込まれるもの
 - ② 国内における企画・研究開発機能の強化、新規事業の立ち上げ、

業務継続態勢の強化等を伴う国際的分業態勢の構築に資することが見込まれるもの

③ 国内において使用する原材料の安定調達に資することが見込まれるもの

2. 融資先および当該投資資金を用いて事業を行う者が、外国法人のうち、国内居住者の連結対象子会社その他の実質的な支配力等に照らして国内居住者と密接な関係を有すると認められる者であること。

3. 本行が本資金供給の趣旨等に鑑み不相当と認める特段の事情がないこと。

(附則)

この一部改正は、平成26年3月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、改正後の基本要領に定めのある事項を除き、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙3.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~30~~31年6月30日をもつ

て廃止する。

(附則)

この一部改正は、「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（平成26年3月11日付政委第16号）別紙2.の一部改正の実施日から実施する。

別紙4.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 借り換えにかかる貸付期間

基本要領5. ただし書きの規定にかかわらず、~~特に必要と認められることから~~2年以内の期間とする。

○ 3. を削る。

○ 4. を横線のとおり改める。

~~4.~~ 3. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8.の規定にかかわらず、~~5.~~ 4.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

- 5. を横線のとおり改める。

~~5.~~ 4. 貸付限度額等

(1) 略(不変)

~~(2) 基本要領9. (2)に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。~~

~~(3.2)~~ 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (~~3.2~~ 2)の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる相当額とする。

イ. 当該貸付先が、~~基本要領11. 7.~~ 基本要領9. 2.に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成22年4月1日以降に実施した出資等および動産・債権担保融資等の残高

ロ. イ.の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高

(イ) 基本要領9. (~~3.2~~ 2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支

援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日付政委第18号別紙1.) 3. (~~3~~2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.) ~~6.~~(~~3~~) 7. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)

○ 4. の次に次の5. を加える。

5. 期日前返済

基本要領10. (2)の規定にかかわらず、本特則に基づく貸付けについて、別に定める時点における、4. (2)イ. から同ロ. を控除した金額が同ハ. の金額を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

~~5.~~(~~3~~) 4. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、~~3.~~ 基本要領7. (2) に定める借り換えにかかるものを除き、平成~~2~~627年3月31日以前に限る。

- 7. を横線のとおり改める。

7. 成長基盤強化に向けた取り組み方針

成長基盤強化に向けた取り組み方針は、基本要領12.の規定にかかわらず、貸付対象先が策定した出資等または動産・債権担保融資等の取り組み方針であって、基本要領別紙1に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。この場合において、基本要領別紙1の1.において「期間1年以上の融資または投資」とあるのは、「出資等または動産・債権担保融資等」と読み替える。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~30~~31年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」（平成26年3月11日付政委第16号）別紙2.の一部改正の実施日から実施する。ただし、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」による改正後の基本要領および本特則に定めのある事項を除き、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付限度額等

(1) 略(不変)

~~(2) 基本要領9.(2)に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。~~

~~(3)2)~~ 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. ~~(3)2)~~の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額借り換への対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる相当額とする。

イ. 当該貸付先が、基本要領~~11.12.~~に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成22年4月1日以降に実施した期間1年以上の小口投融資の残高

ロ. イ.の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高

(イ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日付政委第48号別紙.) ~~5.(3)4.(2)~~

に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.) ~~6. (3)~~
7. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)

○ 5. を横線のとおり改める。

~~5. 6.~~ 成長基盤強化に向けた取り組み方針

基本要領別紙1の1. および別紙2の1. において「期間1年以上の融資または投資」とあるのは、「期間1年以上の小口投融資」と読み替える。

○ 4. を横線のとおり改める。

~~4. 5.~~ 貸付受付期限

3. (~~3~~2)に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~26~~27年3月31日以前に限る。

○ 3. の次に次の4. を加える。

4. 期日前返済

基本要領10. (2)の規定にかかわらず、本特則に基づく貸付け

について、別に定める時点における、3.(2)イ. から同ロ. を控除した金額が同ハ. の金額を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~30~~31年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」(平成26年3月11日付政委第16号)別紙2.の一部改正の実施日から実施する。ただし、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」による改正後の基本要領および本特則に定めのある事項を除き、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙6.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 9. を11. とし、8. を横線のとおり改める。

~~8. 10.~~ わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針

わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針は、基本要領~~1.1.1~~1.2.の規定にかかわらず、貸付対象先が策定した外貨建て投融資の取り組み方針であって、別紙に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。

- 7. を横線のとおり改める。

~~7. 9.~~ 貸付受付期限

~~6. (3)~~7. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~26~~27年3月31日以前に限る。

- 6. を横線のとおり改める。

~~6. 7.~~ 貸付限度額等

(1) 略（不変）

~~(2) 基本要領9. (2)に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。~~

~~(3.2)~~ 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. ~~(3.2)~~の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ.からロ.およびハ.を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額借り換えの対象となる貸付の金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる相当額とする。

イ. 当該貸付先が、~~8. 10.~~に定めるわが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成24年4月1日以降に実

施した期間1年以上の外貨建て投融資の残高

ロ. イ.の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高

(イ) 基本要領9. (~~3~~2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日付政委第48号別紙.) ~~5.~~~~(3)~~4. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日付政委第18号別紙1.) 3. (~~3~~2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)

○ 7. の次に次の8. を加える。

8. 期日前返済

基本要領10. の規定にかかわらず、本特則に基づく貸付について、別に定める時点における、7. (2) イ. から同ロ. を控除した金額が同ハ. の金額を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

○ 5. を横線のとおり改める。

~~5.~~6. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領 8. の規定にかかわらず、~~6.~~7. に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

- 4. を 5. とし、3. の次に次の 4. を加える。

4. 貸付期間

基本要領 5. の規定にかかわらず、1 年以内の期間とする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~30~~31年6月30日をもって廃止する。

- 別紙中、2. を横線のとおり改める。

2. 資金が国内において使用される外貨建て投融資にかかる取り組み方針については、資金使途が基本要領別紙1の1. の①から⑱までに該当するなどわが国経済の成長基盤強化に資する外貨建て投融資を行うためのものであること。

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」（平成26年3月11日付政委第16号）別紙2. の一部改正の実施日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
基本要領」中一部改正

○ 5. を次のとおり改める（全面改正）。

5. 平成26年3月31日以前に実行した貸付けにかかる借り換えの取扱い

(1) 借り換え

貸付先が希望する場合には、(5)に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。

(2) 借り換えにかかる貸付期間

1年単位で、貸付先の希望する期間とする。ただし、当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。

(3) 借り換えにかかる貸付利率

当初貸付けの通知日における貸付利率の定めによって決定される利率とする。ただし、当分の間は年0.1%とする。

(4) 借り換えにかかる貸付金額

貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、(5)に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

(5) 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次のイ、からロ、を控除した金額と借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。

イ、当該貸付先による平成24年10月から12月までの四半期における貸出（政府に対する貸出、地方自治体に対する貸出ならびに金融機関等および預金保険機構その他の別に定める公的法人に対する貸出を除く。以下同じ。）の月末残高平均額（四半期に属する各月末における残高の平均額をいう。以下同じ。）に対する、貸付毎に別に定める四半期における貸出の月末残高平均額の増加額

ロ、当該貸付先に対するこの基本要領に基づく貸付け（6. に定める貸付けを除く。）の残高

○ 6. を次のとおり改める（全面改正）。

6. 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けの取扱い

(1) 貸付期間

4年以内の期間とする。

(2) 貸付利率

年0.1%とする。

(3) 貸付実行日

平成27年6月30日までの別に定める日とする。

(4) 貸付金額

貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、(5)に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

(5) 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次のイ、からロ、を控除した金額の2倍の金額相当額とする。

イ、 当該貸付先による貸付毎に別に定める四半期における貸出の月末残高平均額

ロ、 平成24年10月から12月までの四半期から、イ、において別に定める四半期の直前の四半期までの各四半期における、当該貸付先による貸出の月末残高平均額のうち、最大の額

(6) 期日前返済

貸付先が希望する場合には、貸付実行日から1年単位で別に定める日において、当該貸付先から貸付金額の一部または全部の期日前返済を受ける。

○ 7. を次のとおり改める（全面改正）。

7. 利息の徴収

利息の徴収は、貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法により行う。

○ 8. および9. を削り、10. を8. とする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~30~~31年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、平成26年4月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、改正後の基本要領に定めのある事項を除き、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙8.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~30~~31年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」（平成26年3月11日付政委第16号）別紙7.の一部改正の実施日から実施する。

別紙9.

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件」
中一部改正

○ 本文を横線のとおり改める。

当分の間、下記1. ~~ないし4.~~ および2.の利率については、それぞれの規定にかかわらず、年0.1%とすること。

記

1. 略（不変）

~~2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）
6.（1）に定める貸付利率~~

~~3. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙2.）
6.（1）に定める貸付利率~~

~~4. 2.~~ 2. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」（平成26年3月11日付政委第16号）別紙2.の一部改正の実施日から実施する。ただし、この一部改正による廃止前の記書き3.の規定は、この一部改正の実施後も、「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」別紙7.の一部改正の実施日までの間は、なおその効力を有する。

別紙10.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

○ 第五十五条第三項を横線のとおり改める。

3 第一項に規定する成長基盤強化を支援するための貸付けの残高の上限は、貸付けの種類に応じて、次に掲げるとおりとする。

一 前項に規定する特則によらない貸付け 三兆五千億七兆円

二 }
三 } 略（不変）
四 }

○ 第五十六条を横線のとおり改める。

（貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための貸付け）

第五十六条 当銀行は、貸出支援基金において、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の

有価証券又は電子記録債権を担保とする成長基盤強化を支援するための貸付けを行う。

一 略（不変）

二 略（不変）

三 貸付期間等

イ 貸付期間は、~~特に必要と認められることから一四年以内とする。~~

ただし、前条第二項第一~~三~~号に規定する特則による貸付けの貸付期間は、~~特に必要と認められることから三一年以内とする。~~

ロ 貸付けの相手方が希望する場合において、当銀行が適当と認めるときは、借換えを認めることとし、~~借換えの回数の上限は、三回とする。ただし、前条第二項第一号に規定する特則による貸付けの借換えの回数の上限は、一回とする。ただし、当初貸付期間及び借換えにかかる貸付期間を通算して四年以内とする。~~

四 略（不変）

五 利息の徴収

貸付けを行う場合は、前号の規定により定める貸付利率によって、貸付けの日の翌日から返済期日まで貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法によって、利息を徴収する。

○ 第五十七条第三号を横線のとおり改める。

三 貸付期間等

イ 貸付期間は、~~特に必要と認められることから三四年以内とする。~~

ロ 略（不変）

(附則)

この業務方法書の一部変更は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」（平成26年3月11日付政委第16号）別紙1.の一部改正の実施日から実施する。ただし、第五十七条第三号に係る一部変更については、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」別紙7.の一部改正の実施日から実施する。

別紙11.

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、平成三十三十一年六月三十日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」（平成26年3月11日付政委第16号）別紙7.の一部改正の実施日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成 2 2 年 6 月 1 5 日から実施し、平成 ~~3 0~~ 3 1 年 6 月 3 0 日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」(平成 2 6 年 3 月 1 1 日付政委第 1 6 号)別紙 1. の一部改正の実施日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成24年12月20日から実施し、平成~~30~~31年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」（平成26年3月11日付政委第16号）別紙7.の一部改正の実施日から実施する。